

## 施設の使用に関するきまり

都立学校開放事業運営委員長

東京都立蔵前工科高等学校長

- 1 指定の門から責任者と一緒に、団体単位で出入りしてください。開放時間途中における個人単位の出入りの際は、必ず管理指導員に報告し、確認を得てください。
- 2 学校施設使用当日、団体責任者は、使用承認書及び使用団体登録証を管理指導員に提示し、確認を得てください。
- 3 1回の使用時間は、準備から後始末の時間を含みます。使用時間を厳守してください。
- 4 自動車での来校は、禁止します。
- 5 自転車は、指定された場所に置いてください。
- 6 使用の前後を含め施設使用の際は、近隣にお住まいの方へのご配慮をお願いします。
- 7 使用を許可された施設以外への立入りは、厳禁とします。
- 8 使用中に、学校の施設・設備等を破損したときは、直ちに管理指導員に申し出て、管理指導員の指示に従ってください。
- 9 校内での営業行為及び業者の出入りは、禁止します。
- 10 事前に登録した登録団体構成員以外の者は、原則、校内に立入りはできません。
- 11 練習試合等で使用する場合、対戦相手のメンバーについては、当日対戦相手の責任者が管理してください。
- 12 施設使用の際は、学校で定められた靴を使用してください。  
(グラウンドはスパイクの使用及び立入り禁止)
- 13 学校の電話を、呼出し、連絡等に使用することはできません。
- 14 使用後は、必ず清掃、用具の復元等を行い、学校教育に支障のないよう現状を回復してください。
- 15 敷地内は、禁煙です。また、ごみ・ペットボトル・瓶・缶類は、持ち帰ってください。
- 16 使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常・事故の有無を、管理指導員に報告してください。
- 17 その他、管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。
- 18 トイレの使用については、以下のとおりとします。
  - (1) 使用可能場所は、3号館1階 男子・女子トイレとします。校舎内のトイレは使用できません。
  - (2) 使用可能時間は、施設開放時間内（開放日の8時30分～16時）とします。
  - (3) ペーパー等消耗品の過度な使用及び持ち出しは、ご遠慮下さい。
  - (4) 以上に掲げた事項や、トイレ施設・設備の破損及び汚れ具合が著しい場合は、使用を禁止します。

以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の定める一定期間の使用を禁止し、又は、団体の登録を取り消すこともあります。

なお、学校教育上支障が生じた場合、使用承認を変更し、または取消すことがあります。